

愛知県監査委員監査基準

目次

前文

第1章 一般基準（第1条－第6条）

第2章 実施基準（第7条－第13条）

第3章 報告基準（第14条－第18条）

附則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定に基づき、法令の規定により愛知県監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の基本原則を定めるため、ここに監査基準を策定する。

第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 法令の規定により愛知県監査委員（以下「監査委員」という。）が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県の事務の管理、執行等が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われることを確保し、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、この基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとし、それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事等に提出するものとする。

（監査等の種類及び意義等）

第2条 この基準において「監査等」とは、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為のうち次の各号に掲げるものとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか監査すること。
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか監査すること。
- (3) 財政的援助団体等監査 県が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えているもの、県が出資しているもの、県が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、県が受益権を有する信託の受託者及び県が公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であり、予

算の執行又は事業の経営が経済的、効率的かつ効果的に行われているか審査すること。

(5) 例月出納検査 会計管理者及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける企業の管理者（管理者を置かない事業は、管理者の権限を行う知事）（以下「会計管理者等」という。）の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(6) 基金運用状況審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

(8) 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、当該法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準にのっとりてその職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（専門性）

第4条 監査委員は、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められることに鑑み、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上及び知識の蓄積を図り、その専門性を確保し、これを維持するよう研さんに努めるものとする。

2 監査委員は、その職務がこの基準にのっとりて遂行されるよう、監査委員の事務を補助する職員に対し、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、自らの専門能力の向上及び知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

（質の管理）

第5条 監査委員は、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するとともに、監査委員の事務を補助する職員に対し、適切に指揮及び監督を行うものとする。

(監査調書等の作成及び保存)

第6条 監査委員は、次条の監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

2 監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別及び対応)

第8条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。以下この条、次条第2項及び第15条第3項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を実施するものとする。

(監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

2 監査委員は、監査等を実施する過程において、必要に応じて、監査等の対象機関に対し、是正又は改善に資する助言等を行うよう努めるものとする。

3 監査委員は、監査を実施するに当たり、原則として、監査の対象機関に対し、監査の種類、期日、場所等をあらかじめ通知するものとする。

(監査等の証拠入手)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若し

くは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を実施するものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができるものとする。

2 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事並びに関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるものとし、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができるものとする。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) この基準に準拠している旨

(2) 監査等の種類

(3) 監査等の対象

(4) 監査等の着眼点

(5) 監査等の実施内容

(6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、監査等の種類に応じ、監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

3 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合には、その内容を第1項第6号の監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監

査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

- 4 監査委員は、内部統制評価報告書審査において、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合には、その内容を第1項第6号の監査等の結果に記載するものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 決算審査に係る意見の決定
 - (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定
 - (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
 - (7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び知事並びに関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告の提出及び当該報告に係る勧告を受けた者から措置の内容の通知を受けた場合には、当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の提出及び当該報告に係る勧告を受けた者に対し、適時、措置状況の報告を求めるものとする。
- 3 監査委員は、監査等の結果に関する報告等並びに意見を提出した事項及び勧告をした事項について、全庁的に共有が図られ、各局等における主体的な

業務改善が促されるよう、措置の状況及び改善の取組を含めて情報発信に努めるものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現に策定されている監査計画は、この基準により策定されたものとみなす。